

川越市教育委員会第14回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年2月14日 午後2時
- 3 閉 会 平成29年2月14日 午後3時40分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長根岸督好、学校教育部長佐野 勝、教育総務部副部長兼地域教育支援課長長谷部洋志、教育総務部参事兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼学校管理課長福島正美、学校教育部参事兼教育指導課長中野浩義、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、中央公民館長安藤初代、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介、文化スポーツ部スポーツ振興課長神田宏次

8 前回会議録の承認

平成28年度第11回臨時会会議録及び第12回定例会会議録を承認した。

なお、平成28年度第13回臨時会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第41号 平成29年度学校教職員管理職人事について
(非公開)

日程第2議案第42号 川越市学校施設使用規則の一部を改正する規則を定めること
について

副部長兼地域教育支援課長

改正の趣旨については、有料学校施設を使用する者の事情に応じて、使用料を免除とすることができるよう、川越市学校施設使用規則の一部を改正しようとするものである。改正の概要については、有料学校施設である水泳プールの使用料の減免について、管理責任者が必要と認める場合に現行の5割を上限とした減額に加え、免除とすることもできるよう、使用料の減免に係る規定の整備をしようとするものであり、併せて同規則中の文言の整備をしようとするものである。なお、施行期日については、公布の日からとしようとするものである。

委 員

今回の改正は、有料学校施設を使用する者の事情に応じて使用料を免除できるよ

う川越市学校施設使用規則の一部を改正するものだが、具体的な対象者についても伺いたい。

スポーツ振興課長

障害者及び介助者について免除の対象者となる。

委員

施設の利用状況について伺いたい。

スポーツ振興課長

平成28年度の利用者は、745人であり、障害者の利用はなかった。平成27年度は、体育館の工事を実施するため利用を中止した。平成26年度は1,259人、平成25年度は1,821人、平成24年度は3,200人となっている。なお、平成24年度と平成25年度において大きな利用者の差があるのは、学校施設の開放日数が平成24年度は41日、平成25年度は28日に減ったため、利用者も少なくなっている。この開放日数が少なくなった理由は、プールの運営を外部委託とする場合、プール監視員については研修を受講している者の配置が必要となり、予算の制約もあったことから開放日数を少なくして対応したものである。

委員

利用者の大半は一般の方であるか伺いたい。

スポーツ振興課長

一般の方が大半である。

委員

今回の改正において、障害者及び介助者の使用料を免除することにした理由を伺いたい。

スポーツ振興課長

障害者に関する法律も変わり、他の市の施設においても障害者及び介助者の使用料について免除していることから、当施設についても同様な取扱いに変更しようとするものである。

委員

管理責任者が必要と認めるときに使用料の減額又は免除されることになるが、管理責任者とは誰を指すのか伺いたい。

スポーツ振興課長

プールの管理責任者は、文化スポーツ部長になる。

委員

学校プールの使用許可は、誰が行うのか伺いたい。

スポーツ振興課長

原則は、学校長が使用許可を行うが、夏季休業期間については、学校施設を開放しており、その期間中の管理は、文化スポーツ部長が補助執行している。

委員

学校の体育館についても開放されているが、当該施設における取扱いについて伺いたい。

スポーツ振興課長

霞ヶ関北小学校のプール利用については、他の学校施設の例外になっており、一般的には、各地域に設置されている開放学校施設運営委員会が利用者の調整を行い、施設を貸し出している。

委員

市の初雁公園プールの使用料について、伺いたい。

スポーツ振興課長

初雁公園プールは公園整備課が所管しているが、障害者は使用料が半額となり、介助者は無料となる。なお、県営川越水上公園については、障害者の使用料は無料、介助者も1名まで無料となっている。なお、オアシスのプールについては、障害者及び介助者とも無料となっている。

教育長

5割の減額については、誰が対象になるのか説明願いたい。

スポーツ振興課長

団体が施設を利用する場合には、現在も使用料を5割減額しているため、今後も継続していきたいと考えている。

教育長

同規則は、何故、霞ヶ関北小学校のプールだけを対象にしているのか説明願いたい。

副部長兼地域教育振興課長

当施設が設置された時には、全ての事務を当時の生涯学習課が所管しており、文化スポーツ部が新設された時に整理できないまま、現在に至っており、将来の検討課題となっている。なお、教育総務部が所管しているのは、霞ヶ関北小学校の特別教室である音楽室や図工室などである。ただし、今回、免除の対象になるのは、霞ヶ関北小学校の水泳プールだけに限られ、特別教室については原則的には、団体利用を想定しているため、公民館と同じ減免規定を適用することになる。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第43号 川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼学校管理課長

町名地番整理により、豊田本1丁目及び豊田本2丁目の区域を新たに画することに伴い、川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正しようとするものである。なお、施行期日については、平成29年3月6日としようとするものである。

委員

通学路の危険箇所について整備を行っていると思うが、教育委員会として通学路の危険箇所を把握しているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

毎年、年度当初に各学校が通学路の安全点検を実施し、危険箇所の解消についても各学校や自治会を通じて整備要望を行い、通学路の危険箇所について把握している状況である。

委員

通学路の危険箇所は必ずあり、危険箇所に交通指導員を全て配置できればよいが、なり手がいないとも聞いている。そのため、通学路の危険箇所については把握に努めてもらいたい。

委員

通学路において交通事故が発生した場合に備え、保険等の対応をしているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

児童生徒の災害共済給付契約を独立行政法人日本スポーツ振興センターと結んでおり、災害共済給付が適用となる。交通指導員やボランティアで行っている安全指導員は、学校により違いはあるが、各学校やPTAがボランティア保険に加入するなどして対応している。

委員

児童生徒が通学路から外れた場合に保険等の適用がされるのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法においても極端に通学路を外れていなければ、学校の管理下として認められるが、どの程度通学路から外れると認められないという明確な基準はないため、事案ごとに合理的な適用関係について判断が必要となる。

委員

国道を横断したり、踏切を渡っている通学路も想定されることから、通学路の危険箇所について把握し、安全・安心な通学路になるよう努めてもらいたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第44号 平成28年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について

(非公開)

日程第5議案第45号 川越市文化財保護審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第6議案第46号 川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会委員を委嘱する

ことについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 平成29年度日本遺産認定の申請について

参事兼文化財保護課

昨年度の日本遺産の申請は、「武蔵野を開く！ 江戸に最も近い川越藩の挑戦」と題し、平成28年度日本遺産申請を行ったが認定には至らなかった。そのため、平成29年度の認定を目指し、平成29年2月2日に埼玉県を通じて、文化庁に申請書類の提出を行った。

日本遺産とは、有形・無形の文化財や伝統文化による地域活性化を目指して、文化庁が平成27年度から始めた制度である。従来の文化財行政とは異なり、点在している遺産を個々に活用するのではなく、パッケージ化し、一体的に活用・発信していく点が同制度の特徴である。

今年度における本市の申請については、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けるとともに、庁内における関係部署とも協議を行ってきた。本市の申請内容は、本市が単独で実施する地域型、川越市、新座市及び三芳町の3市町が実施するシリアル型の各1件ずつ、合計2件の申請内容になっている。

はじめに、地域型については、「城下町川越のモダニズム（「あたらしものずき」川越人が生み出したもの）」と題し、観光客の一番街への集中の緩和と新たな賑わい創出を目的に旧城下町にある洋風の建物を中心に据えた申請内容になっている。江戸資金の城下町として繁栄してきた川越の町並みが、明治26年に起きた大火災によって大きく様変わりする。伝統的な建物を大事にしながら、新しい建築技法も積極的に投入した「あたらしものずき」の川越人たちが、城下という限られた範囲に趣の異なる建物が醸す、不思議な空間を生み出した。町を歩くだけで時間旅行ができる町、川越として新たな魅力を発信していこうという内容である。

次にシリアル型については、「知恵伊豆のレガシー（武蔵野の景観を一変させた川越藩主・松平伊豆守信綱）」と題し、広域的な視点を持った観光等へ寄与することを目的に川越市、新座市及び三芳町の3市町による内容である。江戸時代の前期、城下町の大火災、インフラの未整備、食糧不足等の困難に直面しながら、知力で平和に導いた川越藩主・松平伊豆守信綱。知恵伊豆と呼ばれた信綱は、武蔵野の景観を一変させ、その功績が時代を超えて引き継がれており、今なお体感することができるという内容になっている。

申請の決定については、文化庁の日本遺産審査委員会による審議を経て、平成29年4月下旬頃に結果が申請自治体へ報告される予定である。

委員

当初の地域型における申請案では、「江戸の母・川越」というコンセプトで検討

していたが、現在の申請内容に変わった経緯について伺いたい。

参事兼文化財保護課長

文化庁に相談した際に江戸との関連で申請している内容は、昨年度、千葉県内の市町村で4市あり、認定される可能性が低いと助言を受けた。その結果を受け、庁内の若手職員で検討組織を作り、協議した結果、今までにない川越の魅力を打ち出していくことになり、蔵造りなどに拘らない、洋風建築に着目し、今回の申請内容になったものである。

委員

日本遺産に認定された際には、どのように観光客等に周知していくのか伺いたい。

参事兼文化財保護課長

認定された場合には、文化庁からソフト事業に対する国の全額補助があり、初年度は5,000万円を上限にした国の補助制度がある。具体的には、市や商工会議所等を中心にした実行委員会を組織し、パンフレットの作成やのぼり旗の作成、シンポジウムの開催等を実施していく予定である。

(2) 蔵造り資料館耐震化事業について

博物館長

川越市蔵造り資料館耐震化事業については、土地が狭隘という事情等もあり、最も工事の時間がかかる二番蔵・三番蔵を第1期工事とし、通りに面した店蔵・住居棟を第2期工事、外構工事を第3期工事として、平成28年度から平成30年度までの3箇年事業として計画し、その内、本体工事の第1期工事及び第2期工事を平成28年川越市議会第2回定例会（3月議会）にて継続費として予算化したところである。

しかしながら、平成28年度から着工予定であった第1期工事の二番蔵・三番蔵の工事を制限付競争入札とし、入札公告したが、応札がなく入札が不調となった。その後、直ちに対象事業者にヒアリングし、関係課で協議を重ねた結果、入札条件を見直し、再度入札公告した。その結果、二者から入札申し込みがあったが、入札日前に辞退の連絡があり、不調となった。

一方で平成29年度から予定していた第2期工事の店蔵等については、平成28年7月に国から補助金の前倒し補正について打診があり、平成28年川越市議会第6回定例会（12月議会）にて補正予算を計上したところである。

蔵造り資料館耐震化工事については、狭隘な土地であるため、工事を分けて計画しているが、現在不調となっている第1期工事を見直して実施し、店蔵等の工事を引き続いて実施できたとしても、平成31年、平成32年に予定されているプレオリンピック及びオリンピック・パラリンピックの時期に工事が重なってしまう。そのため、現在準備を進めている店蔵等の耐震化を予定通り平成30年までに完了させ、その後、平成31年のプレオリンピック、平成32年のオリンピック・パラリ

ンピックの開催に合わせて暫定公開し、オリンピック・パラリンピック終了後、速やかに二番蔵・三番蔵、外構工事等を着工し、平成35年度中に竣工する計画に変更することになった。

なお、継続費の補正予算案については、平成29年川越市議会第2回定例会（3月議会）に上程し、変更する予定である。今後の店蔵等工事に係る予定については、国庫補助金の変更申請を行った上で同年3月に入札公告、同年4月に入札を行い、同年6月までに契約を締結したいと考えている。

(3) 平成15年度～平成27年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

教育総務課長

包括外部監査人による「包括外部監査の結果報告書」の結果について、新たに措置を講じたもの及び措置を講じないとしたものは、地方自治法の規定により、教育委員会は、その内容を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表するものとされている。今回の報告は、平成15年度から平成25年度までの「包括外部監査結果報告書」における「意見」に対する措置状況について教育委員会の所管部分を監査委員に通知するものである。なお、包括外部監査結果報告書には、「結果」と「意見」がある。「結果」は監査対象となったテーマが法令等に則っているかどうかについての結論又は、監査対象範囲での所見で市が措置を講じた場合、監査委員による公表が義務付けられる。一方、「意見」は、指摘（結果）までは至らないが、監査結果の範囲外で組織運営の合理化等の視点による包括外部監査人の希望、願望等となっている。意見については、措置を講じた場合等、公表の義務はないが、本市においては実務上は結果と意見は密接不可分に関係しているとの考えから、意見についても積極的に取り組むこととし、結果と同様の扱いとしている。

平成15年度から平成27年度までの「包括外部監査結果報告書」に対する教育委員会における未措置項目は、平成22年度包括外部監査における教育総務課に対する「意見」が1件であった。今回新たに措置を講じたものが1件となっている。以上により、平成15年度から平成27年度までの「包括外部監査結果報告書」に対する措置状況の積み残しの「意見」1件について、新たに措置を講じたものとして監査委員に通知するものである。

1.1 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第44号は意思決定過程における情報であり、議案第41号、議案第45号及び議案第46号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第41号は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長兼学校管理課長、教育総務課長）のみによる審議とすることに決定した。

- (2) 議案第42号の関係者として、文化スポーツ部スポーツ振興課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録署名委員として、原田委員、長井委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は平成29年3月23日（木）午後2時30分開催に決定した。